

西宮市立こども未来センター嘱託職員互助会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法第232条の2に基づき、西宮市立こども未来センター嘱託職員互助会（以下「互助会」という。）に対し、市が補助金を交付し、その互助活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業とは、互助会規約第6条に掲げる事業をいう。

(補助金)

第3条 市長は、互助会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助金の申請)

第4条 互助会が前条の規定による補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に事業計画及び収支予算書を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査のうえ、正当と認められるときは、補助金交付の決定を行い、互助会に通知しなければならない。

(計画の変更)

第6条 互助会が、前条の交付決定を受けた後、第4条に規定する書類の記載事項に関わる計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出てその承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第7条 補助金を請求しようとするときは、市長が認める期日までに補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付を受けた互助会は、当該年度終了の翌月末日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類を提出させることができる。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、互助会に対し、補助金交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の決定内容又は付随条件に違反したとき。
- (3) 補助金を、その交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段より補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、当該取消しに係る部分に関して、すでに補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を命じるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行なうものとする。